

~20:00

まで

北海道労働局雇用均等室では

## 夜間電話相談を実施します

妊娠・出産・育休などを理由とする不利益取扱い  
(いわゆるマタハラ)に困っていませんか？

雇用均等室では下記の期間をマタハラ相談強化週間  
とし、時間を延長して電話による相談を受付けます。

\* 期間: H27年6月22日(月)~26日(金) ~20:00まで

\* 電話: 代表 (011)709-2311

(内線 : 3571 ・ 3572)

○ 例えは...

① こんな事由を理由として  
妊娠、出産  
つわりや切迫流産で仕事を休んだ  
産前・産後休業を取った  
育児休業を取った  
育児のため短時間勤務を申し出た  
子供が病気になり看護休暇を取った  
など

② こんな取扱いを受けたら法違反  
解雇された  
退職を強要された  
契約更新がされなかった  
正社員からパートになれと強要された  
減給された  
など

○ ①の事由(妊娠・出産・育休など)の終了から一年以内、または一年を  
超えていても事由の終了後の最初のタイミングになされた定期的な人事  
異動等における②の取扱いは、原則として違法となります(例外あり)。